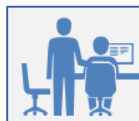


# 14 関係相続人等による遺言書保管ファイルの記録の閲覧



## 遺言書保管ファイルの記録の閲覧

**関係相続人等**（遺言者の相続人，受遺者，遺言執行者等）は，**遺言者の死亡後**，遺言書保管官に対し，関係遺言書について，**遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法**により表示したものの**閲覧の請求**することができます（政令第9条第1項）。

### 遺言書保管ファイルに記録されている事項 （法第7条第2項，省令第20条，準則第24条）

- ◆ **遺言書の画像情報**
- ◆ 遺言書に記載されている作成の年月日
- ◆ 遺言者の氏名，出生の年月日，住所及び本籍（外国人にあつては，国籍）
- ◆ 遺言書に次に掲げる者の記載があるときは，その氏名又は名称及び住所
  - ・ 受遺者
  - ・ 遺言執行者（民法第1006条第1項の規定により指定された者）
- ◆ 遺言書の保管を開始した年月日
- ◆ 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号
- ◆ 遺言者の戸籍の筆頭に記載された者の氏名（外国人である場合を除く。）
- ◆ 遺言書に法第9条第1項第2号（受遺者を除く。）及び第3号（遺言執行者を除く。）に掲げる者の記載があるときは，その氏名又は名称及び住所
- ◆ 申請書に記載された事項のうち受遺者等又は遺言執行者等の出生年月日及び会社法人等番号

### 法務省令で定める方法 （省令第42条，第24条，第22条）

- ◆ **出力装置の映像面に表示する方法**となります。
- ◆ 遺言書保管官又はその指定する**職員の面前**でさせることとなります



## 閲覧の請求先

- ◆ 関係遺言書を現に保管する遺言書保管所**以外**の遺言書保管所の遺言書保管官に対しても**請求可**（政令第9条第2項）

全国全ての遺言書保管所に請求が可能です。

# 14 関係相続人等による遺言書保管ファイルの記録の閲覧



## 遺言書保管官による本人確認

任意代理人  
不可

遺言書保管官は、省令第13条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して、閲覧をさせなければなりません（省令第42条、第39条、第13条）。

### 遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

#### ◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

#### ◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。



## 請求書・書類の提出

遺言書原本の閲覧に同じ

遺言者は、その旨を記載した請求書及び書類を添付して遺言書保管官に提出しなければなりません（政令第9条第3項、省令第40条、第41条、第37条、第38条、第33条、第34条）。



## 手数料の納付

政令で定める額の手数料金 **1,400円**（収入印紙）を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません（政令第9条第5項、法第12条、省令第52条、別記第12号様式）。